

平成28年3月4日

各加盟団体会長 殿  
審判員担当者 殿

公益財団法人 日本体操協会  
総務委員長 遠藤 幸一

### 名誉公認審判員の申請について（通知）

名誉公認審判員制度は、体操競技ならびに新体操の公認審判員の資格を取得し、多年にわたり審判業務に寄与された方の功績をたたえることを趣旨として昭和60年3月17日付で制定されたものです。

つきましては、下記の要領（公認審判員認定規定より抜粋）により本協会まで推薦申請の手続きをされますよう、ご通知申し上げます。

#### 記

#### 1. 申請対象

第2種と第1種の資格を通算20年以上有し、当該年度において満45歳以上の者で加盟団体が認め本会に申請した者。（公認審判員認定規定第4条）

#### 2. 申請方法

(1) 加盟団体は別紙推薦申請書に必要事項をご記入の上、認定申請料15,000円を下記指定口座へ**申請対象者名**（複数いる場合、すべて記入）にて振り込む。

##### 【認定申請料振込口座】

三菱UFJ銀行 渋谷中央支店（普通）口座番号：0214907  
名義：ザイ）ニホンタイソウキョウカイ

(2) 名誉公認審判員の申請は、必要の都度行うこととし、特に期間は定めない。（第11条）

(3) 認定および継続の審査に関わる業務は、審判委員会が行い、会長がこれを認定する。

（第3条）

#### 3. 特典と制限

(1) 名誉公認審判員には、バッジおよび楯を贈呈する。

(2) 名誉公認審判員は、各種の競技会の審判業務を行わない。（第2条）

(3) 資格の有効期間は永年とし、継続申請をする必要はない。（第7条・第8条）

(4) 名誉公認審判員は、資格の保留・取消の対象にはならない。（第9条）

以 上